

令和 7 年度 測量・建設コンサルタント等 入札参加資格審査の申請について

令和7年度(市内業者)、令和7・8年度(市外業者)において亀岡市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、資格審査の申請をしてください。

これまでの紙申請から、インターネットを利用した電子申請に変更となります。申請書等を市ホームページからダウンロードし、作成した書類を電子申請サイトにアップロードする方法です。

紙ファイルの郵送・持参は原則受け付けられません。

市内業者と市外業者の申請期間が異なりますので注意してください。

1. 競争入札に参加することができない者

(測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱 第2条)

- (1) 測量・建設コンサルタント業務等それぞれの登録を受けていない者
ただし、建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築設備設計業務のみを希望する場合、建築設備士を専任で置く方は登録が可能です。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 資格審査申請書を提出するときまでに市税(市外の者にあつては、その者に係る市町村民税)、消費税及び地方消費税を完納していない者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者、又は重要な事実の記載をしなかった者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 資格審査申請書の提出期限の属する年度の10月1日(審査基準日)の直前2年の各営業年度において業委託契約の履行ができていない者及び業務実績を有していない者
- (7) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

2. 申請方法

亀岡市ホームページに掲載する「電子申請サイト」(<https://bid-entry.com/>)にアクセスし、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(エクセル形式)及び添付書類(PDF 形式)を受付期間中に申請してください。

※詳細は、「電子申請サイト」のヘルプ・マニュアル(<https://bid-entry.com/faq.html>)をご参照ください。

※紙での提出は不可とします。

受付期間	市内業者	令和7年1月20日(月)から令和7年1月27日(月)まで
	市外業者	令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)まで

※受付期間後は、一切受け付けません。

※電子申請サイトは、受付期間中 24 時間利用できます(ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。)

3. システム利用料

●市内業者：無料(亀岡市内に本社又は本店を有する業者(亀岡市内に営業所を有する業者を含む))

●市外業者：1申請につき1,540 円(税込)

システム利用料については、申請登録後、システム内に支払画面が表示されますので、クレジットカード、コンビニ、ペイジー(銀行振込サービス)のいずれかをご利用ください。

市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。

お支払いは申請期間内に完了させてください。受け付け期間外でのお支払いは、申請が無効になることがあり、返金もされませんのでご注意ください。

審査の結果、認定されなかった場合であっても返金はありません。

4. 提出書類一覧

No.	提出書類	留意事項	市内 業者	市外 業者	データ 形式
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】	【市様式】 ※国・府等の様式不可	必須	必須	Excel
2	登録証明書	希望登録する各登録証明書 ＊測量業者登録証明書 ＊建築士事務所登録証明書 ＊建設コンサルタント登録証明書 ＊地質業者登録証明書 ＊補償コンサルタント登録証明書	必須	必須	PDF
3	測量等実績調書	登録業種ごとに作成 入札参加希望業種のみ	必須	必須	PDF
4	技術者経歴書	業種ごとに作成 技術職員の資格証の添付は不要	必須	必須	PDF
5	営業所一覧表	本店又は支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所	必須	必須	PDF
6	登記事項証明書 または住民票	法人事業者は登記全部事項証明書 個人事業者は代表者の住民票 3カ月以内に発行されたもの	必須	必須	PDF
7	誓約書	代表者登録印(実印)を押印してください	必須	必須	PDF
8	誓約書兼同意書	代表者登録印(実印)を押印してください	不要	必須	PDF
9	役員等調書	申請者本人及び様式(注3)の使用人に該当する者について記載 代表者登録印(実印)を押印してください	必須	不要	PDF
10	委任状	支店などで登録を希望する場合	該当者のみ	該当者のみ	PDF
11	使用印鑑届	社印(法人用)及び代表者印を届けてください。(社印がない場合は代表者印のみ)	必須	必須	PDF
12	貸借対照表など	直前の1営業年度における貸借対照表・損益計算書及び利益処分に関する書類 (個人の場合は、貸借対照表・損益計算書)	必須	必須	PDF
13	納税証明書(完納証明書)	市町村民税の納税証明書(未納がない証明) 本店および登録を希望する支店営業所等の所在地の市町村が発行するもの 3カ月以内に発行したもの	必須	必須	PDF
14	消費税及び地方消費税納税証明書	本店又は主たる事務所所在地を管轄する税務署が3カ月以内に発行したもの	必須	必須	PDF
15	事業所の付近見取図並びに外観及び内部写真	事業所の所在地、営業実態が分かるよう記載	必須	不要	PDF

16	会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)	作成注意事項を参考に、次の事項を記入してください。 ○ 申請者の親会社に関する事項(商号名称、住所) ○ 申請者の子会社に関する事項(商号名称、住所) ○ 申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)	該当者のみ	不要	PDF
----	-----------------------	---	-------	----	-----

※ なお、登録証明書更新申請中のもので最新の書類が間に合わない場合については、別途理由書(任意様式)及び申請中であることがわかる書類を提出してください。

5. 提出書類の作成注意事項

- ※ 原本が紙等の場合は、スキャニング等により印影などが鮮明なPDF形式の電子データを作成してください。
- ※ PDF形式の提出書類は、各書類1ファイルとして作成してください。
- ※ 各様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(1) 亀岡市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

- * 申請書は、ホームページからダウンロードし、記入例を参照の上、必要項目を入力し、提出してください。
- * 国、府の様式は不可となります。

(2) 登録証明書

- * 建設コンサルタントなど登録業者の登録部門に登録がある場合は証明書を提出してください。

(3) 測量等実績調書

- * 入札に参加を希望する業種のみについて、登録業種ごとに作成し、提出してください。

(4) 技術者経歴書

- * 業種ごとに作成し、提出してください。
- * 技術職員の資格証の添付は不要です。

(5) 営業所一覧表

- * 本店又は支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所を記入し、提出してください。

(6) 登記事項証明書または住民票

- * 法人事業者は履歴事項全部証明書(3カ月以内に発行されたもの。)を提出してください。
- * 個人事業者は代表者の住民票(3カ月以内に発行されたもの。)を提出してください。

(7) 誓約書

- * 代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(8) 誓約書兼同意書

- * 暴対法に規定する暴力団に該当しないことを証するための誓約書兼同意書です。
- * 代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(9) 役員等調書

- * 申請者本人及び様式(注3)の使用人に該当する者について記載してください。
- * 代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(10) 委任状

- * 支店などで登録を希望する場合、提出してください。

(11) 使用印鑑届

- * 契約に使用する印鑑を届けてください。
- * 社印(法人用)及び代表者印を届けてください。(社印がない場合は代表者印のみ)
- * 印鑑証明書の提出は不要です。

(12) 貸借対照表など

- * 法人にあっては、直前の営業年度における貸借対照表・損益計算書及び利益処分に関する書類を提出してください。
- * 個人にあっては、最新の貸借対照表・損益計算書などを提出してください。

(13) 納税証明書(完納証明書)

- * 亀岡市役所税務課窓口で納税証明交付申請書に記入し、市税について滞納がない旨の納税証明書の交付を受けてください。(3カ月以内に発行されたもの。)＜完納証明＞
- * 証明書の交付申請は、8:30~12:00、13:00~17:15 です。
- * 証明申請における本人確認を実施していますので、運転免許証など本人を確認できる書類、また、代理人申請や法人の証明申請の場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。詳しくは税務課(電話 0771-25-5014)に問い合わせてください。
- * 支店、営業所に委任する場合は、本社及び支店等の所在する市町村の証明書を両方提出してください。(3カ月以内に発行された市税について滞納がない旨の証明を提出してください。)

(14) 消費税及び地方消費税納税証明書

- * 消費税及び地方消費税の納税証明書は、本店又は主たる事務所所在地を管轄する税務署が発行します。未納税額のない証明を受けてください。(3カ月以内に発行されたもの。)

(15) 事業所の付近見取図並びに外観及び内部写真

*付近見取図は、わかりやすい目標(バス停、自治会、公共施設など)を入れて記入してください。

*外観写真は、外部の状況(社名などが写っているもの)がわかるものを提出してください。

*内部写真は、営業所としての体制が整っていることを現すもの(社員、電話、ファックス、机、什器備品、帳簿類など)を提出してください。

(16) 会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)

*次の事項について記入してください。

○申請者の親会社に関する事項(商号名称、本店住所等)

○申請者の子会社に関する事項(商号名称、本店住所等)

○申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の称号等)

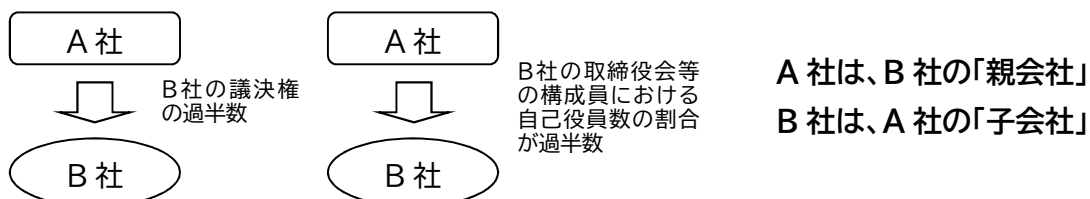
*上記のいずれかに該当がある場合は、記載してください。

《親会社・子会社の定義》

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

- ・第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- ・第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

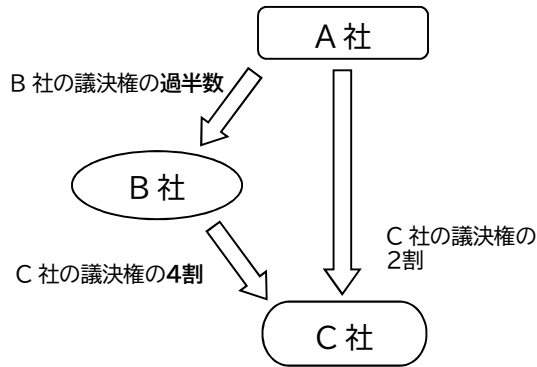
【 ケース1 】



会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

申請者	親会社欄	子会社欄
A 社	—	B 社
B 社	A 社	—

【 ケース2 】

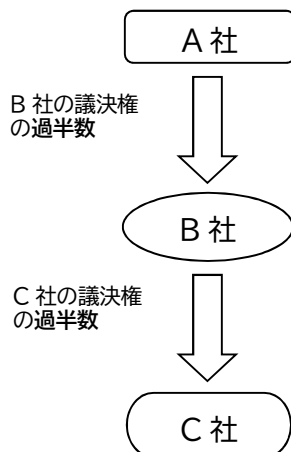


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

申請者	親会社欄	子会社欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

【 ケース3 】



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

申請者	親会社欄	子会社欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	—

《 役員の定義 》

- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

*申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、該当者について記入ください。

*「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。

*「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため記入しないでください。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

6. その他

- (1) 当該申請による有資格者登録の期間は次のとおりです。
市内業者 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
市外業者 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 申請書及びその他の申請書類について、虚偽の事実が記載された場合には当該有資格者の登録を取り消すことがあります。
- (3) 入札参加資格審査申請後に、「住所」「商号又は名称」「代表者の役職及び氏名」「使用印鑑」「登録番号」「登録年月日」等に変更があった場合は、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更によって届け出てください。
- (4) 当該申請による有資格者登録の期間にわたって本社(店)以外の営業所等に入札、見積その他契約に関わる一切の権限を委任される場合は委任状を提出してください。この場合、受任者は当該営業所等の代表者としてください。
- (5) 審査に必要があるときは「提出書類一覧」に掲げる書類以外の書類等の資料提出を求めることがあります。
- (6) 資格審査の結果、適正と認めたものは入札参加者名簿に登録します。名簿は、一般の閲覧に供するほか、ホームページで公開します。